

1歳を過ぎて麻疹・風疹ワクチン接種が終わったら、 水痘(水ぼうそう)ワクチンを受けましょう！

水痘(水ぼうそう)ワクチンの接種について、平成26年10月から定期予防接種になりました。下記の内容を御確認いただき、できるだけ標準的な時期に接種しましょう。水痘は病気などで免疫力が低いお子さんが罹ると重症化します。ご自身のお子様だけでなく、流行を大きくさせないためにもぜひ接種しましょう。

定期予防接種：予防接種法に基づき市町村が実施します。対象となる疾病にかかりやすい時期を考慮して対象者が定められ、接種対象者(保護者)は予防接種を受けるよう努力する義務があります。

任意予防接種：定期予防接種以外の予防接種です。接種者や保護者の判断により接種し、費用は自己負担となります。

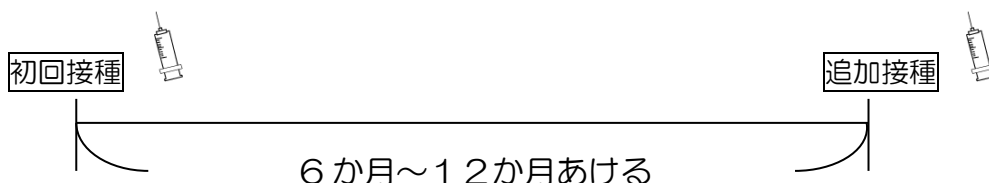
■ 対象者 1歳から3歳未満(接種時に3歳になる前日まで)の幼児

ただし、水痘(水ぼうそう)に罹ったことがある幼児は対象になりません。また、すでに任意接種で受けた回数分は除きます。

■ 接種費用 委託医療機関での接種は無料(全額公費負担)

■ 標準的な接種時期・回数

*1歳から1歳3か月に至るまでに初回接種、その後6か月から12か月の間隔をおいて追加接種：合計2回



！注意！ 追加接種が3歳を超えるときは、定期接種の対象になりません。2回接種を希望する方は、追加接種が3歳までに終わるように接種計画を立てましょう。

■ 接種方法

1. 町と契約した下記の委託医療機関の中から接種を希望するところを選び、直接医療機関に電話で予約する。

* 委託医療機関名（電話番号）

- ・ 医療法人社団オロロン会苫前クリニック（0164）64-9070
- ・ JA 北海道厚生連苫前厚生クリニック（0164）65-3535

2. 予約日に接種する

* 予防接種の際に医療機関に提示してください

- ・ 健康保険証など氏名、生年月日、住所が記載されているもの
- ・ 母子手帳

長期間住民票を移動させずに他の市町村に滞在するなど、やむをえない事情により委託医療機関以外の病院で接種を希望する場合、事前に手続きが必要になります。

●水痘(水ぼうそう)とは

水痘（水ぼうそう）は水痘・帯状疱疹ウイルスの直接接触、飛沫感染あるいは空気感染によって感染し、潜伏期間が13～17日あります。主に痛みのある発疹ができ、小さな赤い水ぶくれになってからかさぶたになって、1～2週間でかさぶたがとれて完治します。また、発熱することもあります。

●水痘(水ぼうそう)ワクチンとは

水痘（水ぼうそう）ワクチンは水痘・帯状疱疹ウイルスを弱毒化した生ワクチンです。ワクチンを受けた者のうち、約20%は後に水痘（水ぼうそう）にかかることがあります。もしかかって軽くすむとされています。

●ワクチンの副反応

ワクチン接種後に、時に発熱、発疹がみられますが、大半は数日中に消失します。まれに、接種した場所が赤くなったり、腫れやしこりがみられることがあります。

●健康被害救済制度

予防接種法に基づき予防接種を受けた副反応によって障害が発生し、または死亡した場合、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、苫前町は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行います。

■ お問い合わせ先

苫前町保健福祉課保健係（電話（0164）64-2215）